

用水路活用区分の見直しについて

1 用水路活用区分について（平成20年3月）



凡例 ————— 保全、———— 緑道、———— 道路、———— 交換、———— 売却

平成20年3月に用水路の活用区分を「保全」、「転用（緑道、道路、交換）」、売却に見直しを行いました。

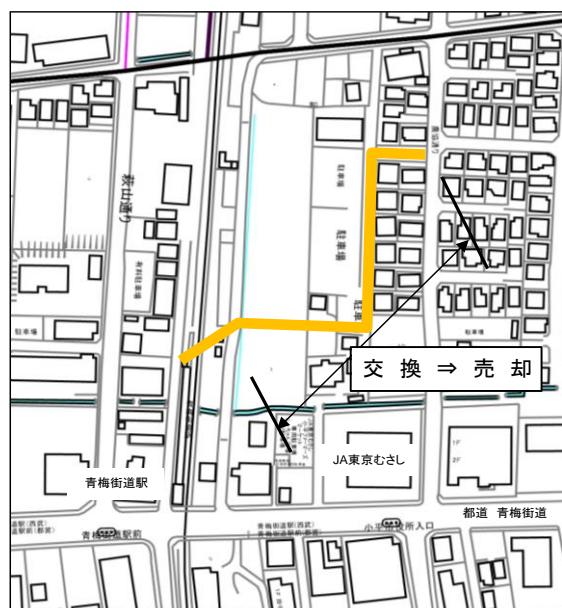
今回の管理方針策定においては、根本的な見直しは考えておりませんが、一部地域において活用区分の見直しを検討する。

2 活用区分見直し

①小川用水（青梅街道歩道拡幅用地）

青梅街道駅前整備の種地として確保していたが、青梅街道駅前整備の予定が見込めないことから、**売却**と見直す。
※用水路の形態は無く、一部隣接する敷地と一体的な形で存在している。

延長170m 幅員5.46m



②小川用水（青梅街道歩道拡幅用地）

仲町交差点付近の青梅街道歩道拡幅用地として**交換**としていたが、東京都（北多摩北部建設事務所）に確認した結果、歩道の拡幅の予定がないことから**売却**と見直す。

※用水路の形態は無く、住宅や畠を横断する形で存在している。

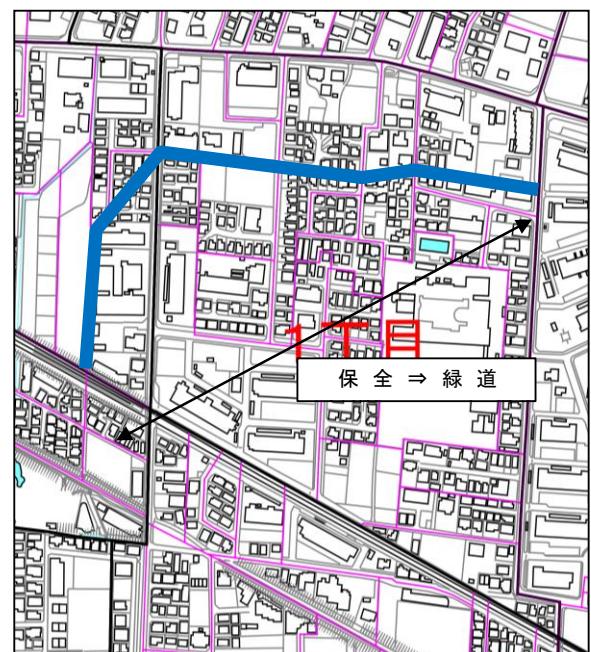
延長 110m 幅員 3.64m



③小川用水（美園町2丁目から大沼町1丁目）

美園町1丁目から大沼町1丁目の小川用水は、**保全**として位置付けられていたが、現在、暗渠の用水路（蓋掛け）として存在し、通学路として多くの歩行者が利用している状況であるため、**緑道**に見直す。また、当該地は、下水道の整備工事に併せて、復旧工事が予定されているため、その際、緑道整備を予定している。

延長 540m 幅員 3.64m



④大沼田用水（東京街道北側、大沼グラウンド付近）

東京街道に接した箇所については、歩道拡幅用地路して交換としていたが、東京都（北多摩北部建設事務所）に確認した結果、歩道の拡幅の予定がないことから売却と見直す。

延長40m 幅員1.82m

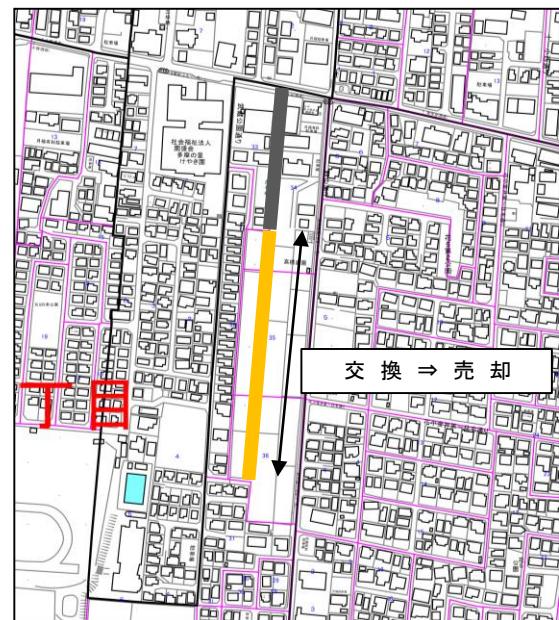


⑤野中用水（花小金井8丁目付近から東京街道）

当該地は、市道第D-36号線（野中通り）の拡幅用地として交換としていたが、土地所有者にヒアリングを行ったが、交換については考えていないため、売却と見直す。

※用水路の形態は無く、畑道として存在している。

延長220m 幅員3.03m



3 活用区分の見直しについて

(1) 活用区分の見直しについては、今後も周辺環境が変化した際に変更する必要があり、概ね10年毎に再度検討する。

(2) 重点的に検討する区間の取組について

市内東部地域（鈴木用水、田無用水、野中用水）の流水が今後も見込めない区間については、今後の用水路の在り方を改めて検討する必要がある。管理方針では、用水路脇が既に宅地化されており、湧水の可能性が極めて低い箇所を“重点的に検討する区間”と定め、その在り方を検討する。

重点的に検討する区間（市内東部地域）の用水路の在り方については、近隣住民に対してアンケートや地域懇談会を行い、今後の用水路の在り方について検討する。

重点的に検討するエリア	市民意向の把握
<p>【場所】</p> <ul style="list-style-type: none">・鈴木用水、田無用水 (鈴木中通り東側)野中用水（野中通り東側） <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none">・用水路の流水の見込みがない箇所	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・アンケート調査（用水路に近接した箇所を対象）・地域懇談会・沼さらい実施団体との調整

※重点的に検討するエリアについては、概ね10年毎に検討し、地域環境が変化し条件を満たしている場合は、新たな場所の設定を行う。